「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」への加入申込み書（個人）

ご氏名	
E-mail<PC 用>	
連絡先	郵便番号： 住　　所：
電話／Fax	電話：　　FAX：

---------- 切り取り線 ----------

「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」会則

（名　称・所在地）

第１条　本会の名称は、「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」と称し、事務所を島根県松江市朝日町４８９番地、三洋苑松江ビルＩ、１階Ｄ室 に置く。

（目　的）

第２条　本会は、島根県民が原発事故の脅威から免れ、地域に豊かに存在する再生可能エネルギー（自然エネルギー）源の活用により島根県を持続可能な「エネルギー自立地域」とするために、県民が広く連携した諸活動を行うことを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」（仮称）制定の取り組みを行う。

（２）原発・エネルギー 問題に関わる講演会、学習会の開催を推進する。

（３）その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

（会　員）

第４条　本会の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とする。 会員は、第３条に定める事業の実施に努める。

（役　員）

第５条　本会には次の役員を置き、会員の承認により選任する。

（１）世話人 15 名以内／会計１名／監事２名以内

（２）世話人会は互選により代表世話人５名以内を選任する。代表世話人は本会を代表し、会務を総括する。

（３）会計は会費の徴収及び経理の管理を行う。

（４）監事は会務及び会計の監査を行う。

（５）世話人会の下に事務局を置く。

（会　議）

第６条　本会は次の会議を開催する。

（１）本会の重要事項を協議するために、団体代表及び個人の参加する県民連絡会議（略称「団体代表者会議」という。）を、必要に応じて開催する。会議は、代表世話人が招集する。

（２）本会の運営を協議するために、代表世話人の招集により世話人会を開催する。

（会　計）

第７条　本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充当する。

（１）年会費は次に定める金額の１口以上とする。

団体　１口　５，０００円／年　　個人　１口　２，０００円／年

（２）前第３条の事業を行うために寄付金を募る。

（３）会計年度は４月１日から翌年３月 31 日とする。

（補　則）

第８条　本規則に定めのない事項については、世話人会で決定する。

（附　則）

この会則は、2013 年４月１日から施行する。

「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」への加入申込み書（団体）

団体名（代表者）	
E-mail<PC 用>	
連絡先	郵便番号： 住　　所：
電話／Fax	電話：　　FAX：

---------- 切り取り線 ----------

「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」会則

（名　称・所在地）

第１条　本会の名称は、「島根原発・エネルギー問題県民連絡会」と称し、事務所を島根県松江市朝日町４８９番地、三洋苑松江ビルＩ、１階Ｄ室 に置く。

（目　的）

第２条　本会は、島根県民が原発事故の脅威から免れ、地域に豊かに存在する再生可能エネルギー（自然エネルギー）源の活用により島根県を持続可能な「エネルギー自立地域」とするために、県民が広く連携した諸活動を行うことを目的とする。

（事　業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）「島根県エネルギー自立地域推進基本条例」（仮称）制定の取り組みを行う。

（２）原発・エネルギー 問題に関わる講演会、学習会の開催を推進する。

（３）その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

（会　員）

第４条　本会の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とする。 会員は、第３条に定める事業の実施に努める。

（役　員）

第５条　本会には次の役員を置き、会員の承認により選任する。

（１）世話人 15 名以内／会計１名／監事２名以内

（２）世話人会は互選により代表世話人５名以内を選任する。代表世話人は本会を代表し、会務を総括する。

（３）会計は会費の徴収及び経理の管理を行う。

（４）監事は会務及び会計の監査を行う。

（５）世話人会の下に事務局を置く。

（会　議）

第６条　本会は次の会議を開催する。

（１）本会の重要事項を協議するために、団体代表及び個人の参加する県民連絡会議（略称「団体代表者会議」という。）を、必要に応じて開催する。会議は、代表世話人が招集する。

（２）本会の運営を協議するために、代表世話人の招集により世話人会を開催する。

（会　計）

第７条　本会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充当する。

（１）年会費は次に定める金額の１口以上とする。

団体　１口　５，０００円／年　　個人　１口　２，０００円／年

（２）前第３条の事業を行うために寄付金を募る。

（３）会計年度は４月１日から翌年３月 31 日とする。

（補　則）

第８条　本規則に定めのない事項については、世話人会で決定する。

（附　則）

この会則は、2013 年４月１日から施行する。